



2013～2014年度

# 中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2013～2014年度  
国際ロータリー・テーマ

ロータリーを  
実践し  
みんなに豊かな人生を  
Engage Rotary Change Lives

国際ロータリー会長  
ロンD.バートン

国際ロータリー2720地区 **中津平成ロータリークラブ**

会長 土居 孝信 幹事 長野 定生 会報担当 若松 定生 クラブ広報委員長 宇都宮 監浩

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111

事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F

TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

e-mail office@n-heisei.org

<http://www.n-heisei.org/>

## 第1149回例会 平成26年1月23日(木)

●本日の例会プログラム ゲスト卓話「健康を維持する為の食事や漢方について」  
漢方の未来 代表 坪根三鬼氏

◎次回例会プログラム 会員卓話  
「平成ロータリー創立記念日について」



### 前回(1148回例会)の記録

平成26年1月16日(木)

#### ■ゲスト

なし

#### ■ビジター

中津RC 山本洋一郎氏

#### ■出席報告

会員数 24名  
免除者数 1名  
対象者数 23名  
本日出席者 21名  
欠席者数 2名  
出席率 91.30%

#### ■1147回出席報告の修正

1147回欠席者 3名  
メイクアップ 0名  
欠席者 3名  
修正出席率 86.96% → **86.96%**

#### ●メイクアップ

#### ●欠席者

仲本会員、松本会員、川崎会員

2013-14年度 国際ロータリー第2720地区  
中津平成ロータリークラブ

基本方針「ロータリーを学び、友を広げ、ロータリーを楽しもう!!」  
スローガン「I LOVE なかつ平成ロータリー」

#### ◎ロータリーソング 我等の生業

#### ◎会長の時間 会長 土居孝信

1月9日の新年例会において多くの会員のご出席をいただきありがとうございます。楽しい一年のスタートを切ることができました。担当をさせていただきました親睦担当のみなさま大変お世話になりました。



さて、いよいよ正月気分を払拭して寒の内となり寒さも一層増すところとなりますので健康管理をしっかり行っていただきたいと思ひます。先日、中津ロータリークラブの仲会長より改めて中津平成ロータリークラブの皆様へ創立60周年記念事業であります「童心会館支援 チャリティー音楽会」「ソプラノとラテンの夕べ」のご協力をよろしくお願いいたします。とのことを会員の皆さんにお伝えくださいとご依頼を受けましたのでご報告をいたします。すでにチケットご購入を

していただいておりますが日時の確認をいたしますと、2月22日18:00開場。中津文化会館にて実施をいたします。なにとぞ参加をよろしくお願いいたします。

また、中津ロータリークラブ創立60周年記念式典は、3月22日土曜日15:00であります。とにかく皆様にご迷惑をおかけしますがよろしくお願い致しますとのことでした。

新年となり、すでにNHK大河ドラマ「軍師 黒田官兵衛」の放映が始まっております。中津城下も賑わって参っているようです。小さな力ではありますが何らかの支援をみんなで考えて行きたいものです。

#### ◎幹事報告 幹事 長野定生

●週報受理 津久見RC

●幹事報告

・地区大会出欠、中津RC60周年出欠

・理事会報告 2月例会プログラム承認





・3月13日(木)例会→3月15日(土)地区大会に変更

### ◎委員会報告 梶原次期会長

次期の理事会を次週例会終了後に実施します。

### ◎ニコニコボックス

- [辛嶋会員] 先週、出席報告ができませんでしたので。
- [土居会長] 新年会、たくさんの出席ありがとうございました。加藤さん卓話よろしく。
- [浪治会員] 12日(日)の菜の花マラソン、6時間余で完走しました。
- [仲本会員] 本日は家内が風邪でゴルフに行けず、例会に出席できました。
- [長野(定)幹事] 暖かい国から帰国し、寒い思いをしましたが、(土)より又出国します。
- [清源会員] 事務所が完成しました。
- [事務・水田氏] 風邪で新年会欠席しました。本年もよろしくお願い致します。
- [黒瀬会員] 妻君の誕生日には毎年ケーキを贈っています。車も買い換えてあげました。このように家内には「おもてなしの心」で接しています。

### ◎ゲスト卓話

ソニー生命保険(株)大分支社第5営業所  
課長 加藤将貴氏

**生命保険の基本形**

先亡・高度障害保険金1,000万円

先亡・高度障害保険金1,000万円

先亡・高度障害保険金1,000万円

先亡・高度障害保険金1,000万円

#### 平成25年度税制改正 贈与税の改正について

### 2. 贈与税の見直し

**改正の趣旨**  
贈与税が緩和されれば、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転する生前贈与が促進される観点から、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図る目的で贈与税の見直しとあわせて贈与税の見直しが実施されました。

**今回の改正により見直される項目**  
上記の趣旨をふまえ、以下の項目について見直しが行われます。

- ① 贈与税における税率構造  
イ、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造  
ロ、上記イ、以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造
- ② 相続時特種贈与税の適用要件

**改正の適用時期について**  
2015年(平成27年)11月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税に適用されます。

5.13-7291-0008 11

#### 平成25年度税制改正 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

### 3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

**創設の趣旨**  
2013年(平成25年)4月1日から2015年(平成27年)12月31日までに直系尊属(父母・祖父)が30歳未満の子や孫の教育資金を拠出した金融機関(信託銀行、銀行、証券会社等)に債権等をした場合、子や孫一人につき1,500万円(学校等以外の者に支払われる金額については500万円を限度とする。)上限に贈与税を課さない制度。

**届出の提出**  
1 申告書  
受贈者は教育資金非課税申告書を金融機関経由で税務署に提出。  
2 届出書の提出  
届出した金額を教育資金の支払いに充てたことを証する書類を金融機関に提出。

**継続した時**  
1 受贈者が30歳到達  
直系尊属が拠出した金額から教育資金支出額を控除した残額がある場合、30歳に到達した日に贈与があったものとして課税。  
2 受贈者が死亡  
直系尊属が拠出した金額から教育資金支出額を控除した残額がある場合でも贈与税を課さない。

5.13-7291-0008 12

#### 平成25年度税制改正 事業承継税制の改正について

### 4. 事業承継税制の見直し

**改正の趣旨**  
非上場株式等に係る相続税等の納税負担を軽減(いわゆる事業承継税制)は、平成21年度の創設以来当初の想定ほど利用が進んでいない状況にあることから制度を使いやすくするという趣旨。

**今回の改正により見直される主な項目**

- ① 手続きの簡素化  
経済産業省による事前確認制度を廃止、発給不発行の併用等。
- ② 先代経営者要件の緩和(贈与のみ)  
「贈与時に役員兼任・兼任の職務」「代表権を有していない」要件に変更。
- ③ 被贈与者要件の緩和  
先代経営者の職務であることとする要件を廃止。
- ④ 雇用維持要件の緩和  
経産大臣認定の有効期間(5年間)で常時雇用6割以上を平均して8割以上維持に変更。

**改正の適用時期について**  
平成27年1月1日以後の相続税もしくは贈与税は贈与により取得する財産に係る相続税、贈与税に適用されます。

5.13-7291-0008 13

#### 平成25年度税制改正 相続税の改正について

### 1. 相続税の見直し

**改正の趣旨**  
地価変動等をふまえた基礎控除の水準調整をはじめとする課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しを図ることにより、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止するために改正が行われました。

**今回の改正により見直される項目**  
上記の趣旨をふまえ、以下の項目について見直しが行われます。

- ① 基礎控除  
② 税率構造  
③ 未成年者控除・障害者控除  
④ 小規模宅地の特例

平成25年度税制改正大綱、社会保険・第一号被保険者として取り込まれていた「死亡後控除」に係る非課税制度を、上記の趣旨をふまえて、平成25年度税制改正には盛り込まれておりません。

**改正の適用時期について**  
①-③は、2015年(平成27年)11月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税に適用されます。(④は後述します。)

5.13-7291-0008 14

#### 平成25年度税制改正 事業承継税制の改正について

### 4. 事業承継税制の見直し

**主な改正項目の新旧対照表**

項目	旧制度(平成26年12月末まで)	新制度(平成27年1月以降)	対象
経済産業大臣の選定	原則必要	廃止	贈与・相続
先代経営者の要件	贈与時に選任が必要	代表権がなければ選任不要	贈与
後継者の要件	先代経営者の職務のみ	職務以外も適用可	贈与・相続
納税負担軽減の計算	債務・葬式費用等の額は非上場株式等の価額から控除	債務・葬式費用等の額は非上場株式等以外の財産の価額から控除	相続
雇用維持要件	経済産業大臣認定の有効期間(5年間)で常時雇用を6割以上維持	経済産業大臣認定の有効期間(5年間)で平均して8割以上維持	贈与・相続
届出・届納の選定	雇用維持要件が満たされなくなった時点で、届納・届納の選択不可	雇用維持要件が満たされなくなった時点で、届納・届納の選択が可能	相続 贈与 (相続のみ)

5.13-7291-0008 15